

一般廃棄物処理実施計画の法的な位置づけ

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

- ・ 廃棄物処理法により、市町村には一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定める義務が課せられています。
- ・ また、同法には、計画に定めるべき事項として、(1) から (6) の6項目が規定されています。

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(一般廃棄物処理計画)

第1条の3 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、同条第2項各号に掲げる事項を定めるものとする。

- ・ 廃棄物処理法の施行規則には、「一般廃棄物処理計画」として市町村が定めるべき計画が「基本計画」と「実施計画」である旨の規定があります。
- ・ 本市の場合、「基本計画」として「いわき市一般廃棄物処理基本計画」を定めております。
- ・ 今回、審議いただく「平成21年度一般廃棄物実施計画」は、施行規則に定めのある「基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画」です。